

郵政民営化委員会 御中

## 「郵政民営化に関する意見募集」について

全国生命保険労働組合連合会  
中央執行委員長 勝田 年彦

### 1. これまでの郵政民営化に対する評価

生保労連では、郵政民営化にあたっては民間生命保険会社との公平・公正な競争条件を確保することが大前提であり、これが実現しない中で、かんぽ生命の業務範囲の拡大や加入限度額の引き上げを行うことは「民業圧迫」と言わざるを得ず、まずは、かんぽ生命への政府関与（出資）の解消をはかることが先決であるとの主張をこれまで一貫して行ってきました。

郵政民営化法では、「日本郵政株式会社が保有するかんぽ生命の株式について、その全てを処分することを目指し、できる限り早期に処分」することとされています。しかし、2021年6月9日に日本郵政株式会社のかんぽ生命株式保有割合が、郵政民営化法上で「届出制」移行にあたり規定された50%をかるうじて下回る49.9%となつて以降、今日においても49.8%の株式を保有している状況にあり、株式売却は一向に進んでおりません。加えて、今後の株式完全売却への明確な道筋さえ未だに示されていない状況にあります。

こうした現状は、郵政民営化スタート時において、2017年9月30日までに完全売却するとされていた経緯等に照らしても、その歩みが遅いことは明らかです。

長きに亘り国の信用力を背景に事業展開をはかってきたかんぽ生命に対する消費者の信頼感は依然として根強く存在しており、その大きな要因は、未だ日本郵政株式会社がかんぽ生命株式を保有し続けている状況にあるものと認識しています。

その一方で、2021年6月の「届出制」への移行を契機に、「医療特約の改定等」「契約更新制度の導入等」「学資保険の改定」といった新規業務の取扱いが矢継ぎ早になされており、かんぽ生命の経営の自由度のみが増している状況にあります。こうした状況が、さらなる「民業圧迫」を招くことは明らかであり、ひいては、民間生命保険会社で働く者の処遇・雇用にも影響を及ぼしかねないものと危惧せざるを得ません。

### 2. 今後の郵政民営化への期待

少子高齢化の進行やライフスタイルの変化・多様化等に伴い、社会保障制度を補完し国民の生活保障を支える生命保険の役割・責任はますます高まっているものと認識しています。こうした中、生命保険市場の健全な発展には、公平・公正な競争条件の確保が重要な要素であることは言うまでもありません。

また、金融庁が掲げる「顧客本位の業務運営に関する原則」では、金融事業者に対して、「原則を踏まえて何が顧客のためになるかを真剣に考え」、顧客の多様なニーズに対し、適切な商品・サービス

スを提供し、顧客・市場からの信頼を得ていくことが求められています。

生保労連としては、「1. これまでの郵政民営化に対する評価」にて申し述べてきたとおり、現状の生命保険市場においては、かんぽ生命と民間生命保険会社との間で、公平・公正な競争条件の確保に関して明らかに問題があり、「民業圧迫」の状況にあるものと認識しています。

かんぽ生命への間接的な政府出資の解消に向け、日本郵政によるかんぽ生命株式の完全売却への道筋の早急な明示とその着実な遂行について、不断の努力を期待します。なお、かんぽ生命への間接的な政府出資の解消がなされることは、同時に国民の「民営化後のかんぽ生命に何らかの政府保証が存在するのではないか」との期待や誤解の払拭・解消につながるものと考えます。

郵政民営化法では、新規業務の届出にあたっては、「他の生命保険会社との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならない」と定められており、公平・中立な第三者の立場から新規業務に係る配慮義務を履行する郵政民営化委員会の果たすべき役割・責任は、これまで以上に高まっているものと認識しています。

仮に、今後も、公平・公正な競争条件の確保がなされないまま、なし崩し的にかんぽ生命の業務範囲の拡大や加入限度額の引き上げがなされる状況が続くようであれば、民間生命保険会社で働く者の処遇・雇用や生活に更に甚大な影響を与えることは必至であり、生命保険産業唯一の産業別労働組合として、到底看過することはできません。

貴委員会におかれましては、新規業務の取り扱いに際し、以下の点について適切・慎重に判断いただくことを要請します。

- ✓ 新規業務の届出を受けた際は、幅広く調査審議を行い、民間生命保険会社で働く者の意見も十分に踏まえ、慎重な検証が行われること
- ✓ 仮に新規業務の実施について問題ないと判断した際は、他の民間生命保険会社との適正な競争関係に配慮の上、販売状況等の継続的な調査・検証等を実施すること

以 上